

山梨県公報

第百五十号

令和二年

十二月七日

月 曜 日

目次

○保安林の指定の予定(二件).....	六〇九
公 告	
○公共測量の実施.....	六〇九
公安委員会	
○技能検定員等審査の実施.....	六一〇

告 示

山梨県告示第三百十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和二年十二月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 保安林の所在場所 山梨市三富川浦字滑沢口道上二一七七の一、字宮窪日影二一七二の一、二一七三から二一七六まで、字宮窪日向二一七〇、二一七二の一、字神明久保一〇〇の二、一〇一から一〇四まで、一〇六、一一〇、一一二、一一三の一、一一五の一、一一九
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法

- 次の森林については、主伐は、択伐による。
字宮窪日影二一七四・字神明久保一〇二・一〇六(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)
- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和二年十二月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 保安林の所在場所 北都留郡丹波山村字中ッ指一二七の一、一二七の三、一二八の一、一三〇の二、一三〇の七
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法

- 次の森林については、主伐は、択伐による。
字中ッ指一二七の一・一二八の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び丹波山村役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

● 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により上野原市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十二月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 測量の種類 公共測量(空中写真撮影)

- 二 測量の地域 上野原市全域
- 三 測量の期間 令和二年十一月十七日から令和三年三月十九日まで

公安委員会

● 技能検定員等審査の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施する。

令和二年十二月七日

山梨県公安委員会

委員長 石 川 恵

- 一 審査の種類 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、けん引免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る「技能検定員審査」及び「教習指導員審査」
- 二 審査日時及び場所
 - 1 審査日時 令和三年一月十二日（火）から同月十五日（金）までの午前九時から午後五時まで
 - 2 審査場所 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県総合交通センター

三 受付期間及び場所

- 1 期間 令和三年一月四日（月）から同月八日（金）まで
- 2 場所 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課教習所指導係

四 審査内容

- 1 技能検定員審査 技能検定に関する技能及び知識
- 2 教習指導員審査 教習に関する技能及び知識

五 審査手数料

- 1 技能検定員審査
 - (一) 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許 二万三千四百円
 - (二) 普通自動車免許 一万九千五百円
- (三) 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及びけん引免

- 許 一万四千七百円
- (四) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許 二万五千五百円
- 2 教習指導員審査

- (一) 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許 一万四千五百五十円
 - (二) 普通自動車免許 一万千八百五十円
 - (三) 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及びけん引免許 九千六百五十円
 - (四) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許 一万二千四百五十円
- なお、山梨県収入証紙により納付すること。

六 その他

- 1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課（電話〇五五―二八五―〇五三三（内線五九二））に問い合わせること。
 - 2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。
- 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。
- なお、審査細目の免除者は、免除該当者であることを証明するものを添付し、申請すること。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番